

扶桑町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、扶桑町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年扶桑町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正前の内容を明らかにしてしなければならない。

(報告事項等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第7条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、執務時間中に行うものとする。

2 条例第4条第1項に規定する報告事項等（以下「報告事項等」という。）が電磁的記録のときは、当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しを閲覧するものとする。

3 閲覧に係る報告事項等は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告事項等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆その他報告事項等の保全を妨げる行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告事項等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成及び交付に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(写しの交付に要する費用)

第6条 条例第4条第2項の規定により写しの交付を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 町の設置する複写機により写しを作成する場合及び町の設置する印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙を用いる場合に限る。） 単色にあつては1枚につき10円、カラーにあつては1枚につき50円（日本産業規格A列3番にあつては、1枚につき80円）。なお、両面に複写し、又は出力したものについては片面ごとに1枚とする。
- (2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費
- (3) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 写しの送付に要する費用は、当該郵送料に相当する額とし納付書又は郵便切手で納付しなければならない。

(期限等の特例)

第7条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、扶桑町の休日を定める条例（平成2年扶桑町条例第23号）第1条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以後の最も早く到来する休日でない日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日以後の最も早く到来する休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

年 月 日

扶桑町議会議長 様

扶桑町議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 (第 2 条関係)

年 月 日

扶桑町議会議長 様

扶桑町議会議員

訂正届

扶桑町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、
次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3 (第5条関係)

年 月 日

扶桑町議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

扶桑町議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、
次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲